

一般社団法人 日本臨床免疫学会 学会長選出および総会運営規則

令和7年10月10日制定

(目的)

第1条 本規則は一般社団法人日本臨床免疫学会（以下「本会」）が主催する、年次学術総会の総会長および、国際臨床免疫シンポジウムの会長、（以下「学会長」）について、その選出方法につき定める。また、年次学術総会の運営につき定める。

(選任)

第2条 本会の学会長は、総務委員会で推薦し、理事会で承認された者を、社員総会の決議により選任する。

(推薦基準)

第3条 学会長は、本会の正会員の中から、総務委員会で以下の基準により推薦する。

- ① 選任時および実施年において、本会の代議員である者
- ② 代議員、役員、各種委員会委員の実績など、本会に対する貢献度を考慮する
- ③ 上記の条件を満たしたうえで、年齢を考慮する。
- ④ 関連学会との合同開催・同時開催等は学会として推奨しており、その場合は特殊事情を優先する。

(年次学術総会の運営)

第4条 年次学術総会で発表できるのは、学会長が依頼した指定演題および一般公募により選ばれた演題とする。一般公募演題に応募できる筆頭著者は、学会員のみとする。

第5条 学部学生および初期研修医が学会発表を希望する場合は、学会員でなくても筆頭著者として応募できるものとする。

(規則の改正)

第6条 本規則の改正は、理事会の決議による。